

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条  
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成30年4月1日	法人コード	A006569
	至	平成31年3月31日	法人名	公益財団法人茨城県中小企業振興公社

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人茨城県中小企業振興公社		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	茨城県内中小企業等の経営基盤の強化、経営革新及び創業の促進に関する事業を行い、茨城県の産業振興に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	茨城県	水戸市桜川二丁目2番35号茨城県産業会館	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数(公益社団法人のみ)	人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	637,928,689 円		638,264,743 円
収入>費用の場合の対応	収入&費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		89.9 %
①	公益実施費用額	638,264,743 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	72,072,503 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	0 円
		うち法人から	0 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	77,417,929 円
-------------	--------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	38,588,376,181 円	負債額	36,959,982,360 円
		正味財産額	1,628,393,821 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	638,264,743 円
遊休財産額	0 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		9,372,436,624 円
①	公益目的増減差額	△ 28,828,212,311 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	38,200,648,935 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	13,283,726 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。